平成 25 年 8 月 9 日

第 12619 号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示			
○介護扶助のための居宅介護を担当させ	せる機関の指定		○大規模
	(厚生政策課)	1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の原	居宅介護事業所の		○土地改
廃止の届出	(同)	1	○土地改
○介護支援給付のための居宅介護を担当	当させる機関の指		○政府調
定	(同)	2	○第42回
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及	及び永住帰国後の		○道路の
自立の支援に関する法律に基づく指定	定介護機関の居宅		
介護事業所の廃止の届出	(同)	2	○定期監
○一般国道の区域の変更	(道路整備課)	2	○財政的
○一般国道の供用の開始	(同)	3	

小売店舗立地法による意見の概要の公告

(経営支援課) 5

良区の役員退任公告 (経営対策課)

良区の役員就任公告 (同) 5 |達に関する協定に係る入札公告 (道路整備課) 6

|採石業務管理者試験公告 (河 川 課) 8 位置の指定公告 (建築住宅課) 8

監査委員

查結果公表

8 10

援助団体等監査結果公表

示

石川県告示第359号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機 関を次のとおり指定した。

平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正

居宅介	護 事 業 者	居宅介	指 定	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
社会福祉法人 鶴寿会	加賀市山中温泉滝町リ1	冨士見通り お茶の間	加賀市山中温泉白山町ノ	平成25年
11云1世位八 梅寿云	番地1	さろん	14番 1	4月1日
株式会社 グリーンケ	能美市緑が丘11丁目111	コンテムマ紀ぶに	能美市緑が丘11丁目111	平成25年
ア芳珠	番地2	コミニケア緑が丘	番地2	5月13日
特定非営利活動法人	加賀市深田町口2番地1	小規模多機能ホーム	加賀市松が丘1丁目17番	平成25年
つどい	加貝川休田町口 2 笛地 1	いらっせ松が丘	地 8	6月20日
株式会社 グッドス	能美市寺井町ニ28番地1	ぐるうぷほうむ 杜の	能美市寺井町ニ31番地 1	平成25年
テーション	胚天川寸井川 28 田地 1	郷てらい	肥天川寸井川31 盆地 1	7月1日

石川県告示第360号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護 機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

	居宅介	護 事 業 者	居宅介	護 事 業 所	廃 止
名	称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
七四人九	トリゲ	A汩去叨和町 0 乗 7 □.	ぐるうぷほうむ 杜の	北羊士士廿町~91乗址 1	平成25年
有限会社	トリク	金沢市昭和町8番7号	郷てらい	能美市寺井町二31番地1	6月30日

石川県告示第361号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介	護 事 業 者	居宅介	指 定	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
社会福祉法人 鶴寿会	加賀市山中温泉滝町リ1	冨士見通り お茶の間	加賀市山中温泉白山町ノ	平成25年
11云佃低估八 鹤寿云	番地1	さろん	14番 1	4月1日
株式会社 グリーンケ	能美市緑が丘11丁目111	コミニケア緑が丘	能美市緑が丘11丁目111	平成25年
ア芳珠	番地2	コミーグ/祢が丘	番地2	5月13日
特定非営利活動法人	加賀市深田町口2番地1	小規模多機能ホーム 加賀市松が丘1丁目17番		平成25年
つどい	加貝印休田町口 2 留地 1	いらっせ松が丘	地 8	6月20日
株式会社 グッドス	能美市寺井町ニ28番地1	ぐるうぷほうむ 杜の	能美市寺井町ニ31番地1	平成25年
テーション	肥天川寸井川ー28館地 1	郷てらい	胚天川寸井川ー31笛地 1	7月1日

石川県告示第362号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

	居宅介	護 事 業 者	居宅介	護 事 業 所	廃 止
名	称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
十四人列 1 11 12			ぐるうぷほうむ 杜の	能美市寺井町二31番地1	平成25年
有限宏性	有限会社 トリゲ 金沢市昭和町8番7号		郷てらい	肥夫巾守井町 31 街地 1	6月30日

石川県告示第363号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、平成25年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名		道	路	0)	区	域		関係図面の
四 脉 石	変	豆 の	区	間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
4 7 1 号	河北郡津幡町字	下河合ルえ	Ľ 部81番	1 地先から	旧	9.32 ~ 23.42	260.4	県 央 土 木 総合事務所
4 1 1 5	河北郡津幡町下河	可合は之音	ß54番地:	先まで	新	11.88 ~ 25.47	260.4	維持管理課

石川県告示第364号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、平成25年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
471号	河北郡津幡町字下河合ル之部81番1地先から 河北郡津幡町字下河合は之部54番地先まで	平成 25 年 8 月 10 日	県央登土木 総合事務所 維持管理課

公

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見 の概要は、次のとおりである。

平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 金沢駅高架下開発ビルAブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更

公告日 平成25年3月26日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境 の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年8月9日から同年9月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルBブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更

公告日 平成25年3月26日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境

第12619号

の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年8月9日から同年9月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルCブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 届出の内容及び届出の公告の日

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更 内容

公告日 平成25年3月26日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境 の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年8月9日から同年9月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅西口ビル

金沢市広岡1丁目7番1号

2 届出の内容及び届出の公告の日

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更

公告日 平成25年3月26日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境 の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年8月9日から同年9月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ金沢高柳店

金沢市高柳町ニ55番1ほか16筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成25年3月29日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境 の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年8月9日から同年9月9日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届 出があった。

平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

甲土地改良区

職名	月	į	名			住	所	退任年月日
理 事	藏	瀬	助	定	鳳珠郡穴水	町字曽良ヌ字12	潘地 7	平成25年 5 月25日
"	岡	田	瑞	治	"	字甲レ字34番	:地の2	"
"	村	上	太	_	"	字甲チ字268看	番地	"
"	岡	田	哲	$\vec{-}$	"	字甲にの58番	地 1	"
"	Ш	端	進	_	"	字甲ハ字102種	番地	"
"	宮	下	権四	即郎	"	字甲ル字71の	1番地	"
"	西		進	_	"	字曽良リ字9	番地	"
"	田	端	虎	藏	"	字曽良ル字10	7番1地	"
監 事	坂	下	忠	雄	"	字曽良ル字6	番地 2	"
"	池	田	甚	_	"	字甲チ字195種	番地	"
"	野	村		茂	"	字甲子字148看	番地	"

土地改良区の役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届 出があった。

平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

甲土地改良区

職名	氏	名	住所	就任年月日
理 事	藏瀬	助 定	鳳珠郡穴水町字曽良ヌ字12番地7	平成25年5月25日
"	村 上	太一	ク 字甲チ字268番地	"
"	西	進一	ク 字曽良リ字9番地	"
"	川端	進一	ク 字甲ハ字102番地	"
"	松本	强一	ク 字甲ハ字114番地	"
"	松本	正	ク 字甲チ字191番地	"

"	室	木	芳	樹	"	字曽良二字56番地	"
"	濱	中		勲	"	字甲ル字31番地	"
監 事	野	村		茂	"	字甲子字148番地	"
"	嶋	﨑	増	光	"	字甲レ字146番地	"
"	坂	下	正	義	"	字曽良リ字62番地	"

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競 争入札を実施する。

平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正 患

1 調達内容

(1) 借上件名及び数量 石川県道路・雪情報システム機器借上 一式

- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借上期間 平成26年3月1日から平成31年2月28日まで
- (4) 借上場所 別途指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金 額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資 格等(平成25年石川県告示第83号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 平成15年以降において、国又は地方公共団体(これと同等と認められるものを含む。)に対し、同様のシステ ムの構築又は更新の実績を有する者であること。
- (5) 同種の業務に従事した経験を有する技術者を配置し、仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者 であること。
- (6) 当該調達物品を第三者をして貸し付けようとする者にあっては、当該物品を自ら提供できる能力を有するとと もに、第三者をして当該物品を貸し付けできる能力を有することを証明できる者であること。
- (7) 当該調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備できる者であること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平 成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴 力団の維持運営に協力し、又は関与している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書に 2(4)から(7)までに掲げる資格を有する者であることを証明する書類を添付して、平成25年 9 月 3 日(火)までに 4(1)の場所に提出しなければならない(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする。)。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部道路整備課舗装・維持補修グループ 電話番号 076-225-1726

(2) 入札説明書の交付方法

4(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年9月19日 (木) 午後1時30分 (郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の 提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成25年9月19日(木)午後1時30分 石川県庁行政庁舎15階 収用委員会室

- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった 者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be rented

The renewal of road and snow information management system 1 set

(2) Period of lease

From 1 March 2014 through 28 February 2019

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

1:30 p.m. 19 September 2013

(5) Contact point for the notice

Road Maintenance Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1727

第42回採石業務管理者試験公告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第42回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。 平成25年8月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成25年10月11日 (金) 午前10時から正午まで

2 試験場

金沢市鞍月1丁目1番地

平成25年8月9日(金曜日)

石川県庁行政庁舎11階 1104会議室

3 出願に関する書類の受付期間

平成25年9月2日(月)から同年9月30日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、 郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 出願に関する書類の提出先

各石川県土木総合事務所維持管理課又は各土木事務所維持管理課

5 その他

試験要領の請求その他詳細についての問合せ等は、石川県土木部河川課又は各石川県土木総合事務所維持管理課 若しくは各土木事務所維持管理課へすること。

道路の位置の指定公告

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 平成25年8月9日

> 石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
ふほノ士吉が) CO乗19	幅員 5.18m	かほく市二ツ屋タ2番地	亚出95年7月90日
かほく市高松ム60番13	延長 28.76m	朝日不動産 越野 哲也	平成25年7月29日

監 杳 委 員

定期監查結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成24年度の財務事務に係る監査を実施した ので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年8月9日

 \equiv 石川県監査委員 和田内 幸 百 金 原 博 安 田 慎 百 織 田 静 司 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
			道路占用許可事務において、著
			しく適正を欠くものがありまし
南加賀土木総合事務所	平成25年7月1日	平成24年度決算	た。
			今後、このようなことがないよ
			う、十分注意してください。
			所管の業務をはじめ、財務に関
県央土木総合事務所	"	"	する事務の執行は、おおむね適正
			に処理されていると認める。
奥能登農林総合事務所	平成25年7月3,4日	"	"

奥能登土木総合事務所	"	平成25年4月末日現在	"
県央農林総合事務所	平成25年7月8日	平成24年度決算	公用車の交通事故が発生しいます。 公用車の運行に際しては、安定運転に万全を期するよう十分に 意してください。
石川土木総合事務所	"	平成25年4月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に する事務の執行は、おおむね適 に処理されていると認める。
南加賀農林総合事務所	平成25年7月10日	平成24年度決算	公用車の交通事故が発生しいます。 公用車の運行に際しては、安 運転に万全を期するよう十分 意してください。
中能登土木総合事務所	"	"	所管の業務をはじめ、財務に する事務の執行は、おおむね適 に処理されていると認める。
(水道企業課) 水道用水供給事業	平成25年7月17日	"	"
(港 湾 課)港湾土地造成事業	"	"	"
中央病院	"	"	"
高松病院	"	"	"
企画振興部 企画調整室	平成25年7月22日	"	"
企画課	"	"	"
地域振興課	"	"	"
情報政策課	"	"	"
空港企画課	"	"	"
新幹線・交通対策監室	"	"	"
県民文化局 企画調整室	"	"	"
県民交流課	"	"	"
文化振興課 男女共同参画課	"	"	"
女性センター 県民生活課 消費生活支援センター	"	"	"
環境部 企画調整室	平成25年7月23日	"	"
環境政策課	//	"	"
地球温暖化対策室	"	"	"
水環境創造課	"	"	"
廃棄物対策課	"	"	"
里山創成室	"	"	"
自然環境課	"	"	"
水道企業課	"	"	"
出納室	"	"	"
商工労働部 企画調整室	平成25年7月26日	"	"
産業政策課	"	"	"
産業立地課	"	"	"

		1	
経営支援課 計量検定所	"	"	公用車の交通事故が発生して
			います。
			公用車の運行に際しては、安全
			運転に万全を期するよう十分注
			意してください。
労働企画課	"	"	所管の業務をはじめ、財務に関
			する事務の執行は、おおむね適正
			に処理されていると認める。
観光戦略推進部 企画調整室	"	"	"
観光振興課	"	"	"
首都圏戦略課	"	"	"
国際観光課	"	"	"
労働委員会事務局	"	"	"
健康福祉部 企画調整室	平成25年7月30日	"	"
厚生政策課	"	"	"
長寿社会課	"	"	"
障害保健福祉課	"	"	"
医療対策課	"	"	"
地域医療推進室	"	"	"
県立中央病院建設推進室	"	"	"
健康推進課	"	"	"
薬事衛生課	平成25年7月31日	"	"
南部小動物管理指導センター	十成25年 7 月 51 日		
少子化対策監室	"	"	"
いしかわ子ども交流センター	<i>"</i>		<u>"</u>
人事委員会事務局	"	"	"
危機対策課	"	"	"
消防保安課	"	"	"
監査委員事務局	"	"	"

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、平成24年度の財政的援助等に係る監査を実施 したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年8月9日

 石川県監査委員
 和田内 幸 三

 同
 金 原 博

 同
 安 田 慎 一

 同
 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人いしかわまちづくり技術センター	平成25年7月12日	当該団体の出納その他の事務の執行は、
五無財団仏人へしかわよろうくり技術にマク		おおむね適正に処理されていると認める。
石川県土地開発公社	"	"
財団法人石川県県民ふれあい公社	"	"
社団法人石川県農業開発公社	"	"
財団法人石川県林業公社	"	"
財団法人石川県産業創出支援機構	"	"